

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

157

(あて先) 京都府知事	平成18年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都府亀岡市大井町北金岐柿木原35番地	イートン機器株式会社 代表取締役 木全 紀
	電話 0771 - 22 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	油圧機器製造業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月

基本方針 エネルギー・資源の消費効率の改善、各種廃棄物の排出量の削減、油脂類・科学物質の使用に伴う大気・土壌への汚染のリスク、火災・風水害・地震等の異常時の汚染リスク、これらの環境負荷及びリスクの特性、規模を正しく認識し、その低減を当工場の社会的責任と捉え、環境影響の少ない製品の開発と生産方法の改善を継続的に推進します

推進体制 環境マネジメントシステムの最高責任者を工場長とする環境管理委員会を組織し、環境管理責任者のもと環境マネジメントプログラムを策定し、各部門において計画、改善、監査の実施と維持を図る。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	18~19	工場製造部門	製品の不良削減、生産設備のレイアウトを推進し、製造ライン稼働を高効率化する。(製品原単位2%削減)
	18~19	工場製造部門	5年計画で工場生産設備改善による省エネの推進し、平成19年度には2%の電気使用量を削減する。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	3,892 t	3814 t	-2.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3892 t	*2 3814 t	-2.0 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	目標年度(計画)			
	取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kWh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)
	*1 3892 t	(*2)-(*3) 3814 t	-2.0 %

特記事項 1. 当社では、1998年度以降エネルギー消費効率の改善に取り組んでおり、昨年度末時点で1998年度を基準にして電気使用量20%、製品原単位で40%のエネルギー消費効率の改善を達成しています。
 2. 当社では、2000年にISO14000認証されてから資源再利用について全社でペーパーの再利用(表裏使用)を行っています。2000年の取り組み当初は再利用浸透度は49.6%であったが2005年では100%浸透しており、現在もこれを維持しています。
 3. 当社では、2006年からMESH=「Management system of Environment Safety, Security, and Health」の活動を実施しています。MESHとは、当社が企業活動を行う上で取り組むべき地域環境・安全・衛生に対する製品やサービスを含めた包括的な活動です。なお、この活動は法律で定められていることを守るだけでなく、それ以上の活動を進んで行うことを奨励しています。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。